

5. 水質関係資料

5-1 法律及び府条例の対象工場・事業場

総括

(平成7年3月31日現在)

区分	水 域		淀川	神崎川 (上流)	神崎川 (下流)	磯園川	大坂市 内河川	大和川 (上流)	大和川 (下流)	泉州 (上流)	泉州 (一般)	泉州 (臨海)	合 計
	適用 規 制	届 出											
① 大阪府	15	21	0	79	0	115	11	20	186	23	500		
瀬 戸 内 法	14	20	0	75	0	113	11	20	183	23	489		
委 任 市	69	6	63	97	9	0	18	0	71	39	372		
計	69	6	63	96	7	0	18	0	71	37	367		
② 大阪府	84	27	93	176	9	115	29	20	257	62	872		
水 質 汚 濁 防 止 法	83	26	93	171	7	113	29	20	254	60	856		
委 任 市	86	162	187	625	0	692	97	223	1,344	96	3,452		
計	16	22	34	97	0	188	24	35	261	7	684		
③ 大阪府	349	2	273	925	32	10	141	0	576	50	2,358		
府 生 活 環 境 保 全 条 例	125	1	94	179	11	4	30	0	109	20	573		
委 任 市	485	164	460	1,550	32	702	238	223	1,920	86	5,810		
計	141	23	128	276	11	192	54	35	370	27	1,257		
④ 大阪府	17	40	26	70	0	64	19	63	98	10	407		
府 生 活 環 境 保 全 条 例	1	3	4	11	0	19	4	3	3	2	50		
委 任 市	33	1	29	330	5	0	4	0	12	15	429		
計	9	0	12	20	4	0	0	0	3	6	54		
大阪府	50	41	55	400	5	64	23	63	110	25	836		
委 任 市	10	3	16	31	4	19	4	3	6	8	104		
計	118	223	243	774	0	871	127	306	1,628	69	4,359		
大阪府	31	45	68	183	0	320	39	58	447	32	1,223		
委 任 市	451	9	365	1,352	46	10	163	0	659	104	3,159		
計	203	7	169	295	22	4	48	0	183	63	994		
大阪府	569	232	608	2,126	46	881	290	306	2,287	173	7,518		
委 任 市	234	52	237	478	22	324	87	58	630	95	2,217		
計													

(注) 1. 委任市とは、水質汚濁防止法の規定により政令で事務委任されている8市をいう(以下①～③の表について同じ。)
 2. 適用欄は最大排水量50³日以上の工場・事業場を示す(ただし、瀬戸内法第5条第1項に基づく政令で定め
 るものを除く。以下①の表について同じ。)
 3. 従前欄は排水基準の適用を受ける工場・事業場数を示す(以下①～③の表について同じ。)
 4. 届出欄のうち、水質汚濁防止法に係るものは瀬戸内法適用工場・事業場数を示す(以下②及び③の表について同じ。)
 環境保全条例に係るものは同条例に基づく届出施設設置工場・事業場数を示す(以下②及び③の表について同じ。)

